

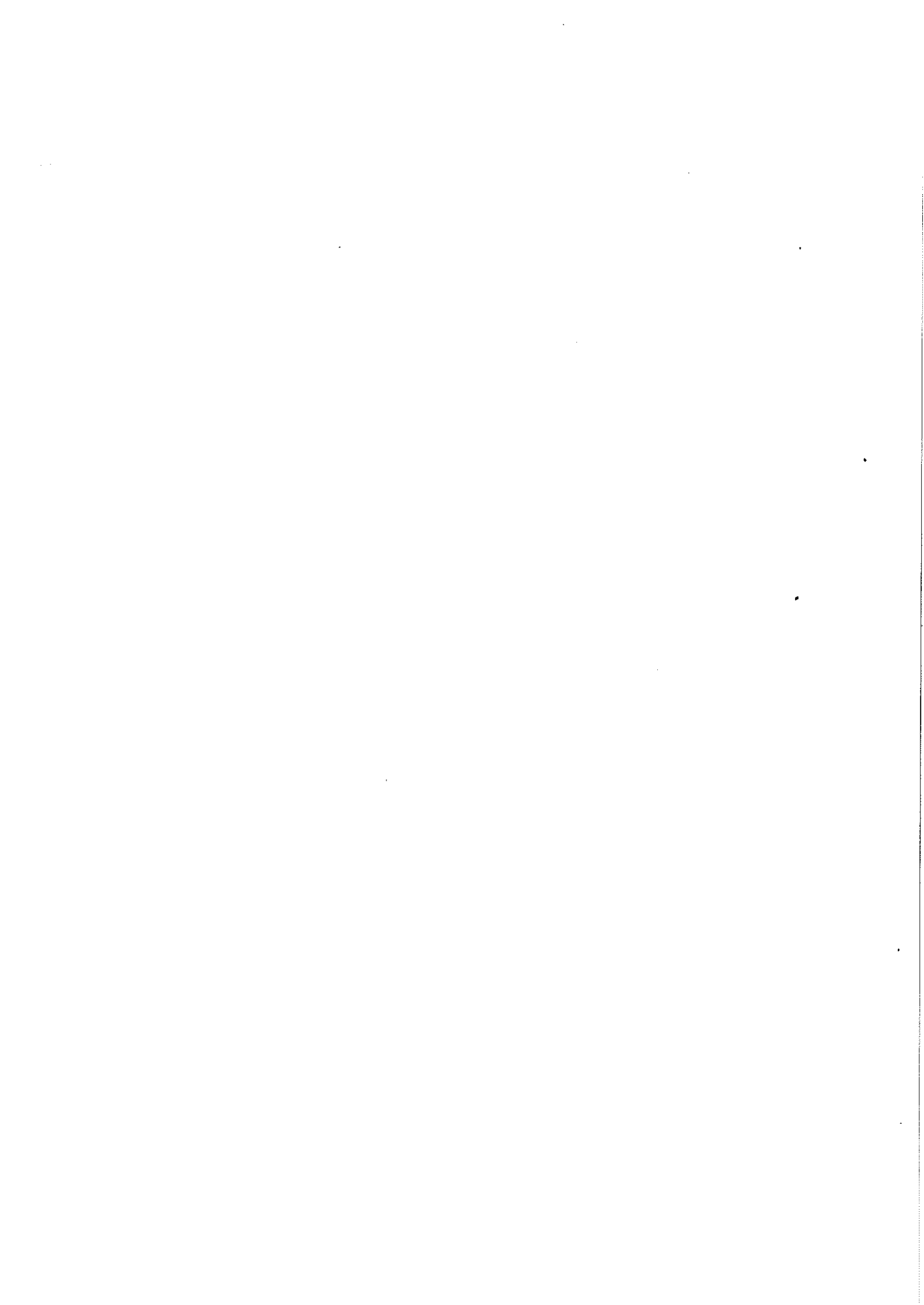
代表者会議記録

平成23年5月20日(金)

杉並区議会

目 次

議席について	3
その他	
「政務調査費の支出に関する事務処理について」の配付について	5
委員会の構成について	7
議会役職人事について	10
杉並区議会会議規則改正の議案について	13



座長 それでは、代表者会議を始める。

《議席について》

座長 まず議題の1点目、議席についてだが、前回の後、杉自と公明党からそれぞれ案が出されている。この出された案プラス事務局でご提示した案も含めてご協議をいただきたい。いかがか。

富本幹事長 とりあえず私の案を説明する。議席は決めなければいけないが、皆さんいろいろな意見があるので、それぞれが100点を主張するとできなくなるので、私が勝手に皆さんの意見を自分なりに集約したのと、一応のルールを持ってつくったのが杉自案ということで、提案をする。

まず左右対称。会派のかたまりを重視する。それから、一人会派という言葉もあるが、会派というのはやはり集団とみなして、1人の方は大変申しわけないが、少しおいておいて、二人会派以上に関しては、3期以上は全員2列目になる、6期以上は3列目以降になるという考え方をもとに考えてみた。それから、民主党に関してはブロックが分かれるので、なるべく後ろでかたまってもらおうという形で、皆さんの意見を総合して自分なりに考えてみたものである。これはいろいろな意見があると思うが、一応ご提案させていただきます。

座長 続いて、公明党から案をご説明いただきたい。

島田幹事長 前回の中で、民社のほうから、多い順に並ぶのがということで、並べてみたのが、多少のこぼこはあるが、1番。見た感じ、余り現実的ではないと。共産党もこの位置でいいのかどうかという話もあると思うが、順番からいくところなる。一応参考までにつくってみた。

2番目が、共産党を一番端に持ってきて入れかえてみた。いろいろあるが、1番、2番については、2列目のネミが1人、2期生が入ってしまうが、2列目はネミの2期生とそれから少数会派の15番を除けば、全員2列目が1期生という形。どうしても全員にしろというのであれば、共産党の2列目をネミと入れかえるということもできるは思う。現実的には③とあって、一応並べてみた。

この後、もう1つ案をつくったが③だと、民社が向こう岸とこっち岸になってしまうので、川で隔てないということで、一番右の島の杉自と自民は変わらず。真ん中の島が、公明が12、24、25、26、39から42。この下にネミが4、5、13、14、27。3番に一人会派、11と2番に二人会派。左の島にいて、左からいくと、共産党が35、20、7から左

側。民社が4列目、3列目を3つずつで8を入れて7、10番と1番を二人会派。そうすると、一人会派が9番、3番、6番。こうすると、割とすんなりいくのではないか。

原田幹事長 うちの会派は、33、34、35、19、20、21のまとまりを主張はしていたが、杉自案と公明党の③案、特に今島田幹事長が言われた案は、一人会派の期数の問題とかかみ合わせた、なかなかいい案だと思うので、7番に新人が1人行くというところはかわいそうではあるが、持ち帰って考えたい。

富本幹事長 持ち帰って、時間的に大丈夫なのか。

座長 ぎりぎり来週の月曜日、23日には少なくとも決めないと、私どもの作業が間に合わない。

小松幹事長 リミットはいつか。

座長 23日。できれば、ここで決めてもらったほうがありがたいが、それが無理だということであれば、23日がタイムリミットである。

原田幹事長 ネみは相当動くので持ち帰らないとならないのでは。

座長 一応案を絞ってそれで持ち帰ってもらい、3つぐらいに絞りたい。

富本幹事長 私としては、この案を出したのは、いつも少数会派、少数会派と言っているので、そういうことを一応考えて案としてはつくらせていただいた。それは皆さん、気持ちがあるけれども、一応そういうことを勘案して私なりには考えてみたつもりなので、ご理解いただきたい。

小松幹事長 今話を聞いて、工夫されたところはよくわかった。

関幹事長 富本幹事長の杉自案、それから島田幹事長の公明案、それぞれとても魅力的な部分があるので、組み合わせてもらいたいという思いがあるが、まず最初に21と8番の無所属区民派、それから9、10の創新、いろいろと少数会派に工夫をして、これは大人の知恵を出していただいたという感じがとてもしている。

それから、大変恐縮だが、自民党のかたまりとしての4つの部分は少し工夫をしていただいて、島田幹事長の第1案、第2案、一番後ろの列に3つつける、これも1つのいい工夫と思うので、折衷案というか、杉自案を取り入れながら、富本幹事長には申しわけないが、自民の部分、15番をかさ上げしていただけないかをお願いしたい。

富本幹事長 要は15番と45番を入れかえるということか。

原田幹事長 29番もあり得る。

富本幹事長 29番もあり得るが、要するに四角かたまりにするか、3、1にするかということか。

関幹事長 そのとおり。

富本幹事長 自民は9期、6期、6期、2期の4人。だから、45番と15番を入れかえる形でどうか。うちは1期生4人だから、川が右端になるが、それでよい。では、公明③案と杉自案の45番と15を入れかえる。

小川幹事長 いつも私たちは分かれているが、分かれていてもいいのだが……。杉自案ならかたまっているのだから、分かれていても話ができるということか。

富本幹事長 分かれた分、3列目以降にしている。

小川幹事長 そういうご配慮はうれしいので、杉自案をベースに。

あと、公明案の③、今、島田幹事長が言っていた新しい案、それを見ても何とも言えないが、一応第1希望は杉自案、第2希望は公明案③。

原田幹事長 島田案だと、まとまっているようで、ネミが相当縦長になる。民社は相当かたまる。

小川幹事長 いや、公明案③。

小松幹事長 事務局でつくったのと余りにも違うので、考えていなかった形なので、ちょっと持ち帰らせていただきたい。

座長 持ち帰りは結構だが、ざっと見た感じの印象でも構わないが。

小松幹事長 印象は、杉自案だと、一番前に3人占めるのかという衝撃がある。分かれるといっても、6人の会派が2つに分かれるのと2人の会派が分かれるのでは全然意味が違うので、そこは配慮できればと思う。

それと、公明案の③は、縦列になるというのがどうかと思う。印象だが。

富本幹事長 公明案④では。

小松幹事長 公明案はうちが並ぶのが全部縦3である。あの議席は意外と前後が遠いと感じている。

島田幹事長 1列飛ばすと遠いが、順番でいけばそんなに弊害はない。

座長 これは我々の発想からはなかなか出てこない組み合わせ。これを見て、さっき事務局の中でも目からうろこだという話をしたところである。

では、時間がもったいないので、公明案④が来るまで、その他に先に進む。

《その他》

「政務調査費の支出に関する事務処理について」の配付について

議会事務局次長 「政務調査費の支出に関する事務処理について」の配付ということで、資料の冊子、毎年お配りしているが、これを5月30日の政務調査費の支給にあわせてお配りしようと考えている。内容的には、今までの検討経過を入れて作成したというもの。

座長 この件については5月30日付で全議員にポスティングをさせていただく。よろしく
お願いしたい。この件はご了承をいただきたい。

〔公明案④配付〕

富本幹事長 これは45と15入れかえ。

島田幹事長 これはシマをまたがらない方向で……。

富本幹事長 そうすると、どうしても少数会派の人は案のとおりになる。

原田幹事長 これでいいのではないか。

島田幹事長 例えば9番を共生、6番を無所属、3番をみんなの党、このように割り振つ
たら、期も多少は、ほんのわずかだが……。けしば議員が10番がいいか11番がいいか、
いろいろあると思うが。

座長 では、ここで、これでいいという話になればよいが、まだそういう形になりそうも
ないので、杉自案と公明の案③と④、この3案に絞り込んで、この中から選択をする
という形にしたいと思うが、よろしいか。

原田幹事長 うち19、20、21ということでやっていたが、いい案として持ち帰りたいと
いう状況なので、なるべくこの3案に絞って……。

座長 なるべくというか、もうこの3案に絞ってもらわないと困る。またもとの話になる
と、せっかくここまで……

原田幹事長 ただ、ここで決定をして持って帰るというわけにはいかないの。

座長 ここで決定してもらえればいいのだが、そうもいかないから、持ち帰りでもいいとい
う話をしている。

原田幹事長 ここで決めて持ち帰ったというわけにはいかないの、なるべくこの3案で
という方向で私、持ち帰りたいと思うが、ここでその3案に絞ってということに、そこま
で丸々合意できないというので、のんでくれないと話が終わらない。

座長 ということは、また違う案を出してくるということか。

富本幹事長 次回決める。そういうことでよいか。次回必ず、要するに事務局の都合もあ
るので。

座長 持ち帰りにして、5月23日の次回の代表者会議で決めるということ。

では、そういうことで……

小川幹事長 すみません、1つだけ。新案ではないが、公明案の③で、我々、人数的にも
こう割れるのは、4年前もそうだったのでそれはよいのだが、希望としてもう1つは、
36番のネみをうちにしてもらって、ネみを10番。その案も入れておいてほしい。

座長 では、整理するが、杉自の案は15番と45番を入れかえる。

富本幹事長 だから、これは全案で。原田幹事長に申しわけないが、3案の中では全部そうする。

座長 杉自の案でいくと、15番と45番を入れかえた形のものということ。公明の③案は、15番と45番を入れかえる、これはそのまま同じ。あとは、このままのベースのものと、もう1つ36番と10番を入れかえるというバージョンのものと、2種類ということ。公明の④案は、同じく15番と45番を入れかえるということ。

では、これをベースにして、それぞれ会派に持ち帰り検討の上、23日の代表者会議で議席は決定をさせていただきたい。よろしくお願いをする。

《委員会の構成について》

座長 それでは、続いて委員会の構成について。

前回いろいろとご意見をお伺いしたが、その後、前回のときに堀部議員から私どものほうに「委員会の構成について」ということでファクスが入っていたが、ちょっと間に合わなかったので、きょうお配りしている。そういうのも含めた上で、委員会の構成についてご意見をお伺いしていきたい。

富本幹事長 先般主張したことと、それで皆さんの意見を聞いた上で、私どもとしては、常任委員会はいいとして、特別委員会に関しては、従来の4委員会、災害、道路、清り、医療、これを新たにつくった上で、プラス議会基本条例の制定に関する特別委員会を立ち上げた5特別委員会でいいのではないか。

それから、ネみからお話のあったエネルギーのことに関しては、災害のほうに入れたらどうかと思うが。

佐々木議員からあった決算特別委員会の常設化については、それこそいきなり立ち上げるといふよりは、議会基本条例等を決議したので、今後そういう話し合いの中で決算、予算のあり方についてもどうしていくべきかという議論をしたらどうかと考えている。

島田幹事長 ほぼ同意見。

小川幹事長 ほぼ同意見で、前期あった4特別委員会と、私は、議会基本条例ではなくて「議会改革」のついた特別委員会とするということ。あとの要望があった件については、富本幹事長の言ったことと同じ。

原田幹事長 これまでの4委員会にプラスして、ネみの出してきたエネルギーに関する特別委員会には賛成でいいと思う。

創新から出てきた案については、議会の改革部会などもあるので、その中で話していつて——改革部会というのが継続されれば、それでいいと思う。

小松幹事長 前回お話ししたように、医療特別委員会は廃止をして、そのほかの従来の3特別委員会は残し、うちの提案したエネルギーの調査特別委員会を加え、そして議会改革の特別委員会を設けるということに賛成。ただし、市民参加が取り入れられるような形での議会改革の委員会のあり方でありたいと思っている。

関幹事長 今までの4特別委員会プラス1つで、5つの特別委員会ということで結構。

座長 そのプラス1は、具体的にはどういう中身のものか。

関幹事長 今、富本幹事長がお話しになったそのとおりで。

座長 議会改革ということで。

集約すると、小松幹事長を除いて、ほかの方は従来どおりの4委員会でいいと。原田幹事長がプラス1の部分についてはエネルギー関係のものを入れるということだがどうか。

小松幹事長 エネルギーのことを災害対策の中に入れるというのは、別のものだと思うが。

富本幹事長 話の流れから、今の震災のところから話が出たと推測した上で、エネルギーということだけ切り分けて委員会をやるといっても、区のレベルでエネルギーは、国の政策でも大きく揺らぐ部分があるので、それだけを特別委員会で議論をすることがそんなにあるのかというのが、私としてはわからなかった部分があるので、議論することを否定するわけではないが、そのぐらいの位置づけでいいと考えた。ただそれを災害対策に入れるのかどうかは別としても、そのぐらいでよい。位置づけとして、わざわざ特別委員会をつくってやる必要がどこまであるのかと感じた。医療問題のほうが、区民からの要望も多く、そういったことから、このような考えを示した。

小松幹事長 節電ということだけではなくて、自然エネルギーにもっと転換していくという政策に向けての議論をというのをイメージしたが、地域の中でできることは幾らでもあるし、これは本当に全員にかかわってくる問題なので、ぜひ特別委員会を設けて取り組んでいけたらいいのではと考えている。

それと、前回私のメモでは、民社が医療は保健福祉委員会に移行することに賛成されていたと思うが。

小川幹事長 当初そういう考え方だったが、団会議の結果、先ほどのお答えになった。

原田幹事長 原子力賛否両論抜いて、自然エネルギーへの転換というのは全国民的な要望になっている。これはやはり国会の議論だけに任せてはいけない問題ではないか。むしろ微力ながらもこの杉並区議会から、ここではこんなことができる、それこそその中では、どれだけ自然エネルギーを増やせるのかと同時に、どれだけ予算がかかるのかということのも、特別に専門家たちの意見も取り入れていくことによって、自治体レベル

での自然エネルギーへの取り組みというのは明らかになってくると思う。そういうのが私は国の自然エネルギー転換事業へのいい参考にもなるし、末端の基礎自治体から変えていくという運動の意義もあると。これは非常に注目も浴びるし、私は、杉並区議会として全国的に誇りの持てる特別委員会になっていくのではと考えている。

富本幹事長 言っていることはよくわかる。ただ、それは自然エネルギーに転換しようと思えばそれで済む話ではないと私は個人的には思う。

また、そういうお考えの人もあるし、だから、別に議論をすることを否定しているわけではなく、いきなり単独の特別委員会をつくらなくてもいいのではないか。そんなこと言うと、皆さんそれぞれ課題があって、あれもこれもとなるので、設置しても5個ぐらいまでだろうという思いがある。自分たちの会派の中で取捨選択した結果、そういう優先順位で一応きょうは提案をさせていただいていることである。

原田幹事長 個々人の興味、関心であれば、確かにやたらと設置してしまうということになりかねないが、自然エネルギーへの転換というのは、ほぼ国民全体の共通の関心事にはなってきていると思う。

あと、議会改革特別委員会の問題は、かねてから我が会派では、議会の改革自体はよいが、そこでの議題の上がり方が恣意的であったり、中には賛同しかねる議題も入ってくる。そういう中であっては、いきなり特別委員会に格上げすると、私は危険な向きもあると正直思っている。改革部会の特別委員会への格上げというのは、私はおいそれとは賛成できない。もう一度、きょう出てきた提案をもとに持ち帰って話し合うが、これは非常に多くの議論が我が会派では出てくるだろうと感じている。

富本幹事長 共産党を除いて、改革のことは設置をしたほうがよいという意見。それが1つ。

それから、恣意的に云々という意見があったが、逆に特別委員会にしたほうが、より正式度合いが増すので、そのようなことも避けられるのではないかと、そういう思いで、部会であれば、区民は傍聴できなかった。そういった部分においても、弊害も避けられ、より開かれた中で、恣意的な議論がないような形で議論が進むのではないかとということをご提案させていただいたということをご理解いただきたい。

小川幹事長 今、原田幹事長から言われて、ちょっと勘違いされているので訂正しておくが、突然この話が上がったわけではなく、前期4年間、こういう話は毎回出ていた。ずっと検討課題であり、申し送り事項にはそこまで書いてないが、申し送り事項もそういうことが込められていると私は思っているので、いかにも突然きょう出たとかいう話ではないので、その辺を訂正しておきたい。

座長 今お話が出たとおり、議会改革の関係は、共産党以外はすべて、特別委員会でやるべきだという意見である。よって、共産党が先ほど持ち帰りということなので、この会議の議論の様子というか、ほかの会派はすべて、議会改革の関係については特別委員会を設置してやるべきだ、という意見になっているということをお伝えいただいた上で、会派の中でよくご議論をいただき、特別委員会にするのか、あるいは先ほど部会でもいいという意見があったが、そういった対応になるのか、そこもはっきりさせていただければと思う。

原田幹事長 了解した。

座長 これも期限が限られているので、次回の23日には委員会の構成を決めないと、先の作業がきつくなってくる。事務局も、この構成が決まった後に、委員の割り振りなどを全部つくらなくてはいけないという作業があるので、ここで十分ご議論をしていただいた上で、最終的には23日の代表者会議で特別委員会の構成も決めていきたい。おおむね今の感じでいくと、委員会の数は5つということでもよろしいか。そこは合意いただけるということでもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、最大で特別委員会の数は5つという形にさせていただきたい。

あと議論になっているのは、エネルギー関係のものを単独の委員会とするのか。あるいは既存のどこかの委員会の中に所管事項として入れて、そこで議論をしていく中で次のステップに持っていくということも1つの選択肢としてはあると思う。だから、そういったところも含めてもう一度お持ち帰りいただき、23日までに結論を出したいと思うので、そういった形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただきたい。よろしく願いをする。

《議会役職人事について》

座長 次に、議会の役職人事の関係だが、これについて、それぞれ各会派のお考えをお聞かせいただきたい。

富本幹事長 正副委員長の決め方については、杉並区議会委員会条例に基づき行えばよいと思う。委員長、副委員長は委員会において互選する。

島田幹事長 従来だと、最低限の信頼関係があつてさまざまやってきたところがあるが、前に決まったことをひっくり返されるような状況もあるので、今富本幹事長が言ったように、互選がよいかと思う。

小川幹事長 いろいろと考えたのだが、今回は、団会議で互選がよいということで、委員会条例に基づき行うということ。

原田幹事長 共産党は、交渉会派にポイントを割り振って、それを公開のもとに議論をする形式がいいのではないのかと思っている。

小松幹事長 代表者会議の場で決定するのがふさわしいと思う。

座長 具体的にはどのような形か。この場で決めるということか。

小松幹事長 はい。

関幹事長 簡潔に申すと、委員会条例に基づき互選でやったほうがいい。

座長 原田幹事長のところはポイント制というお話が出たが、それはこの場でやるということか。

原田幹事長 はい。会派ごとにポイントを割り振って、それに基づき、委員長は何ポイント、副委員長は何ポイントということで議論を進めてみてはどうか。

座長 委員会条例の規定どおりという考え方の会派が4つ、あとは代表者会議の中で決めると。小松幹事長の場合は、話し合いで決めるということか。

小松幹事長 はい。

座長 原田幹事長は、話し合いで決めたいということだが、そのベースとなるものとして、交渉会派の中でポイントを割り振って決めていけと、そういうお考えだということではあるのか。

原田幹事長 はい。

座長 今お伺いしたが、ご意見が二つに分かれている感じなので、ここで結論は出そうもないという気もするが。

原田幹事長 互選と言われた方が多かったが、互選という場合、実態としてどのように行うのか。教えていただきたい。

座長 互選といってもやり方はいろいろある。選挙でやるのも1つの方法。選挙でやるのが一番はっきりしているとは思いますが。

原田幹事長 それは具体的にはどういう方法を考えているのか。

小川幹事長 互選なので、委員会で、最初は年長者の議員が委員長になり、指名して、委員長が指名するのも互選である。そして「異議なし」で、「異議なし」だから互選みたいなもの。そういう方法も考えられるし、多数決ということも考えられるし、いずれにせよ互選でやるということなので、それ以下でもそれ以上でもないということ。

島田幹事長 本会議場で、委員会の割り振りというか委員が指名される。その指名された委員会ごとにどういった方法をとるかは千差万別だろうと思う。それだけの話である。

富本幹事長 この携帯の国語辞典によると、「互選する 関係者の中から互いに選挙して選ぶこと」と書いてあるので、そういうこと。

座長 この際なので、今の件について言っておきたいこと、聞いておきたいことはあるか。恐らくこの場では決まらないと思うので。

原田幹事長 例えば文教委員長を決めたいといったら、その際に1回選挙、副委員長をやるといったら1回選挙という形で、全委員長、副委員長を互選のもとにやっていくという形になるのか。

富本幹事長 私の経験上、大体どの委員会も、年長者なり委員長なりがある方を指名したら、全員「異議なし」ということでやってきた。ただ、私の記憶では選挙というのが一度あった。たしか文教委員会で、副委員長にある方を指名したところ「異議あり」があった。「異議なし」で全員がまとまらなかった。そのときは選挙をしてその方が結果的に選ばれたということを私は事実として記憶をしている。

座長 あのときは選挙ではなく採決にしたと思ったが。「異議あり」があったので。

小川幹事長 平成15年の文教委員会で、副委員長を指名したときに「異議あり」ということで採決をし、多数決で決めた。

座長 採決をして、「私の指名に賛成の方の挙手を求めます」ということで、挙手多数で選任をされた、そういう経過は確かにある。

原田幹事長 互選にするという議論が出てくるのであれば、極めて重大な議論がこれから延々と長く続くことになるという感じはする。制度のあり方からここで決める、考えるということについて、何度も持ち帰って議論を展開していかなければならない。

小川幹事長 ある程度決めたら、この代表者会議の日程には役職人事は入らないのか。それを確認しておきたい。

座長 今の形で、条例どおり互選ということであれば、あとは委員会委員の割り振りを行う。あとは、先ほど島田幹事長がおっしゃったように、各委員会でどういう形で互選をするのかということは決まってくる。

では、このことについても、23日にもう一度改めて原田幹事長と小松幹事長からご意見をお伺いするということがよいか。ほかの4会派は、委員会条例の規定どおり互選でよいという意見なので、一度お持ち帰りいただき、23日にまた会派のご意見を改めてお伺いしたい。

原田幹事長 つまり、この間、この議会ですずっと行われてきた議論の場を持たずに決めていくという方法をとるということか。話し合いの場面というものをなくそうという行為であるということを確認していいのか。

座長 必ずしもそうはならない。私はあくまでもこの会の進行だけなので、その話を言う立場にない。各幹事長、その辺のお考えはどうか。お聞かせいただきたい。

富本幹事長 臨機応変。

座長 島田幹事長も同じか。

島田幹事長 最低限の信義さえ守っていただければ、どういう形でも構わない。

小川幹事長 今後のことなので、今別に断言することはない。

関幹事長 先ほど島田幹事長がうまいことを言ったと思ったが、今までいろいろとやってきて、信頼関係を保てないような発言が出たりして、また前の議論に戻るようなことが多発すると、なかなか容易ではないと。だから、委員会条例という条例があるとおり、その規定にのっとって多数決または互選で決めていくというのは本来のあり方なわけだから、これもやむを得ないなということで。ただ、今各幹事長が、でもそれには皆さんの出方についての含みありというようなニュアンスでお話ししているので、それはそれで結構だと思う。

座長 では、この件については、原田幹事長と小松幹事長、繰り返して申しわけないが、会派に持ち帰ってもう一度ご検討いただき、23日に回答をいただきたい。よろしく願いをする。

《杉並区議会会議規則改正の議案について》

座長 では、続いて4番目、会議規則改正の議案について。

議会事務局次長 この会議規則改正の議案は、理事会の構成員を4人から6人以内にするということでした承いただいている。

確認だが、提出者はこの代表者会議のメンバーでよろしいか。

原田幹事長 うちでは、持ち帰って話し合ったところ、代表者会議のメンバーについては、まずはこのメンバーでやっというところを話したが、議会運営委員会理事会のメンバーまでも4人の交渉会派という基準で決めることについては、賛成できないという結論に達した。だから、議運理事会の今回の提出については、うちは賛同できないこととなった。

小川幹事長 例えば4人のままにしておいて、理事の指名は議運委員長ということで、議運委員長が4人を指名するというのもできるのか。

座長 今の規定からいけばそういう形になる。会議規則が直らなければ、会議規則に定められた人数の範囲の中で指名をしていかざるを得ない。

島田幹事長 では、例えば5人ということも可能か。改正しないのであれば4人のまま。

それを議運の委員長が、多分自分も含めて指名をする。賛成しているところもあるので、5人にするというのも可能か。提案すればいいということか。

座長 あくまでも会議規則で定める人数で構成するという形なので、それは可能である。

小松幹事長 うちの会派も持ち帰って話し合ったが、この改正規則を提出することについては反対するものではないが、その提案者になることはできないということを確認した。

座長 提案には賛成はするが、提案者にはなれないということか。

小松幹事長 そうということ。

それと1点確認したいのは、この改正部分は4人を6人に改める、だが、もともとは構成員の人数の範囲を改めるとなっている。全文ちょっと読んでいただけか。

座長 「杉並区議会会議規則の一部を次のように改正する。別表第二議会運営委員会理事会の項中「四人」を「六人」に改める。附則 この規則は、公布の日から施行する。」というのが今回の改正案。

富本幹事長 もともとの本則はどこに。

座長 17ページ、別表第二である。

富本幹事長 今は議会運営委員会委員のうちから4人以内である。

小松幹事長 それを6人以内にするということによいか。

原田幹事長 だから、提出会派にはなれないということなのか。

小松幹事長 そのとおり。

原田幹事長 うちもそう。

富本幹事長 では、まとまらないなら、出さなければいい。4人でいけばいい。

小川幹事長 賛成。改正なし。まとまらないのだから、そのまま、改正をする必要がなくなったということが今明らかになったので、今賛成した4人が改正の必要なしと言えばそれで決まりということによいのではないか。

原田幹事長 もちろん、そういうことにはならない。交渉会派を4人にしたが、3人で計算したところ、うちなんかは6人いる、ネみは5人いる、この人たちが議会の運営にかかわらないということは、本当に円滑な運営とはかけ離れた議会運営になる。そんなことは当然避けなければならないというより、口から出てくることさえ私は驚き。当然それは認めるわけにはいかない。

関幹事長 私の驚きは、5月13日の代表者会議のときにも、この案件について、前任の引き継ぎの中で、共産党も承知をして了解しているという前提条件で、それは議事録にもそれからテープにも入っている。それを了承して会議を積み重ねて今日まで来ているわけである。

原田幹事長がよく言うが、民主主義の大原則というのは、議論をして皆さんで決めたこと、了としたことは、それはそれで前提条件としてそれをもとに次のステップに行くものである、私の認識では。それを、うちの会派ではそれは了承してないとか今さら言われても、では一体民主主義って何なんだと非常に戸惑っている。

原田幹事長　　うちは、代表者会議の中で今後の議事運営を、代表者会議のメンバーを決めるということに関しては了承したが、今度の議会運営委員会理事会のメンバーまで了承すると言った覚えはない。ここは間違いない。だから、その点で、正直、うちは3人以上会派とする基準に戻すべきという考え方に基づいている。ところが、4人以上の会派で理事会を構成するべきというのが出てくる。それでうちはそれには賛同者に名を連ねることはできない。それだけのこと。

富本幹事長　　その前提でまとまらなければ、議案だから、いたし方ないということだ。だから、遺憾ながら、ということ。

原田幹事長　　だから、そこに加えて、間違いなく今度の理事会を決める場合には、少なくともここにいるメンバーを保証するのは当然のことであって、議会運営への参加は当然である。5人会派、6人会派の人間が入らなくなるなんていう話に落ちつくのは、そんなばかな話はない。

島田幹事長　　確認する。議会運営委員会の各会派の人数割りは決まったか。

座長　　決まった。

島田幹事長　　ということは、議会運営委員会をどの会派で構成するかというのは、既に決定済みということ。そこに理事として送り込みたくないという会派が2つある、そういう理解でよいのか。

小松幹事長　　うちは、この議案の提出については反対していない。ただ提出者になれないと申し上げている。

　　ここが一致しないと議案が提出できない理由を教えてください。

富本幹事長　　私の認識では、それは責任放棄である。理事にだけ名を連ねて。交渉会派のことでいろいろお考えがあるのはわかるが、それは今後何も話をしないとは一言も言っていないわけで、議論の含みの余地も残している。議案をこちらに提案させておいて、結果的に自分たちは理事になるわけだが、それは責任放棄ではないか。会議の中できちっと結論を決めて、ことし1年に限ってはまずこれでスタートしようという信頼の合意の上で議論を積み重ねてきた。当然責任を共有していただけるという思いでやっているのに、要するに責任を放棄して権利だけをとるといような形になると、ではだれも提案しなくていいのではないかということになる。今お話がまとまらないのであれば、わざ

わざ強い提案をする必要もない、という思いに駆られたということ。つまりは、遺憾ながらそういう結論に行かざるを得ない、という思いでお話をさせていただいている。

小松幹事長 確認したいのだが、全員一致でなくて、賛成している方たちによる提案という可能性は考えられないということなのか。賛成している方たちがこの議案の提出者になるということでは……。

富本幹事長 だから、何でそこまでやらなければならないのか。我々もあなたと一緒にやりたい、ということ。だれも提出者がいないということ。あなたたちと同じ立場に僕もなりたい。この提案については、第1会派の人が答弁しなければならない。そんな責任負いたくない。だから、私も小松幹事長と同じ立場になりたい。

原田幹事長 3人会派も入れるということではよいのでは。そしたら一緒に提出できる。

富本幹事長 それは話が違う。さっき島田幹事長が確認した話である。

小川幹事長 基本的にはどこの会派も賛成できないのだから、そのままということが通常。我々の団に持ち帰るのは一任されているので、我々も、この議案については提出者になれないということにしたい。もうこの議論は終わって早く進めていただければありがたい。

原田幹事長 4人の会派にするのか3人の会派にするのかというのはすごくいろいろなかれ目が本当なら起きていた。3人の会派の場合であればもっと会派が増えていてもおかしくなかった。そういう複雑な、微妙な現状も、この杉並区議会にはあった。その点で、4人会派にしたことによって、多くの議員が議会の円滑な運営というものに参加できなくなった可能性がある。そういう点では、私は、3人会派として議運の理事会というのも考えるべきだし、今回この議案を提出することについては、それ自体に反対するとは確かに言わないが、ただ賛同することはできないというのが実態。

島田幹事長 議論がごっちゃになっていて、交渉会派を何人にするかということは、とりあえずことしは4人にするともう既に決まったことであって、3人がいいか4人がいいかというのは、この後、委員会になるか部会になるかわからないが、そこで討議すると、それはもう全員が合意の上でやっているということである。そういうことをまたもとに戻ってやるから、最低限の信義がないと私は何度も申し上げている。

原田幹事長 3人がいいか4人がいいかの議論は、必ず審議会の中で改めて行うという意見を今確認したい。

富本幹事長 何の審議会か。

原田幹事長 今の島田幹事長の意見から、この後の理事会などでそのことが必ず話し合われるということを確認していいのか。

座長 1回目の代表者会議の中で、そのように決定をしている。

小川幹事長 要するに、この話をするかしないかは、今後新たに議論の場を設けたら、検討するということで合意しているはず。やるとは決めてない。

座長 だから、そういうことを議題にして議論をするという余地は残しておくということ。

小川幹事長 それで合意している。

原田幹事長 余地というのは幾らでも残るわけで、確実に話し合われるのかどうか、改めて議題に上がるのかどうかというのを私は確認しておきたい。

座長 それを議題にしたかったら、どこで議論するかわからないが、そういう場で問題提起をされればよろしいのではないか。

富本幹事長 それは、新たないろいろな会議体の中で、そういう議論を展開されるということは会議体の中で決まっていくこと。それを全く否定するものではないという話をしている。

だから、私は聞きたいが、最初に、4人でことし1年行くと、そういうことで議運の人数割りも決めた。その流れの中でこういう話があるということで、それ以上でもそれ以下でもないし、それから、提案されたら賛同するとかしないとか言うけれども、提案がなければ賛同も反対もない。それだけのこと。

もうこれで終わりにする。これ以上進みようがない。

座長 会議規則改正の議案についてはなくなったということでよいか。今の時点では、提案する必要はないという話になったということでよいか。

原田幹事長 その議論は認められない。矛盾も何もしてない。そのままにしたら2つの会派が、かなりの大きな会派が議会運営委員会理事会に入れなくなるということは確実にあるから、そんな話は認めるわけにはいかない。

小川幹事長 次回、次回。

座長 では、本日の代表者会議の日程はすべて終わった。

次回は、5月23日午前10時から代表者会議を開会する。

議席についてと特別委員会の構成については、23日に決めたいと思うので、持ち帰られたところは会派の中でご議論をいただきたい。

以上で本日の代表者会議を閉じる。

(午後 2時16分 閉会)

